

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序 章 環境影響評価書の目的と経緯

序－1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、令和4年12月20日付知事に提出された「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)として取りまとめたものである。

序－2 評価書作成までの経緯

評価書の作成までの経緯は、表-1(1)～(2)に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成29年1月27日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	平成29年1月31日	知事→都市計画決定権者 関係地域:和光市、さいたま市、戸田市、朝霞市、板橋区、練馬区(6市区)
調査計画書公告・縦覧	平成29年2月3日 ～3月3日	公告 平成29年2月3日 縦覧 平成29年2月3日～3月3日 縦覧場所 和光市都市整備課 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県中央環境管理事務所 埼玉県西部環境管理事務所 さいたま市環境対策課 戸田市環境課 朝霞市まちづくり推進課 東京都板橋区環境課 東京都練馬区環境課
住民等の意見の提出	平成29年2月3日 ～3月17日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	平成29年2月16日	現地調査及び計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成29年3月16日	
知事意見受理	平成29年4月28日	知事→都市計画決定権者
氏名等変更届出	令和4年5月31日	都市計画決定権者→知事
同届出受理	令和4年5月31日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和4年10月27日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和4年11月1日	知事→都市計画決定権者
準備書提出	令和4年12月20日	都市計画決定権者→知事

表-1(2) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
準備書公告・縦覧	令和5年1月10日～ 2月10日	公告 令和5年1月10日 縦覧 令和5年1月10日～2月 10日 縦覧場所 和光市都市整備課 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県中央環境管理事務所 埼玉県西部環境管理事務所 さいたま市環境対策課 戸田市環境課 朝霞市まちづくり推進課 東京都板橋区環境政策課 東京都練馬区環境課
住民等の意見の提出	令和5年1月10日～令 和5年2月24日	意見書 0件
技術審議会第1回小委員会	令和5年2月28日	現地調査及び準備書の説明、 質疑応答
第1回環境影響評価庁内調 整会議	令和5年3月14日	準備書の説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和5年3月27日	都市計画決定権者の見解説明、質 疑応答
公聴会	令和5年4月21日 令和5年4月24日	公述の申出がなかったため全会場 中止
令和5年度第2回埼玉県環 境影響評価技術審議会	令和5年4月27日	準備書の説明、質疑応答
知事意見受理	令和5年6月14日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る 手続き等免除承認申請	令和5年8月8日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和5年8月25日	知事→都市計画決定権者

序-3 評価書作成の手順

評価書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、準備書に対する知事意見を十分に反映させるために準備書の記述内容について再検討するとともに、環境影響評価に係る記述の追加・修正を行った。追加・修正の理由及び内容は、表-2及び表-3に示すとおりである。

なお、本表は主要な修正の内容を示すものであり、誤字・脱字の訂正については記載していない。

表-2 修正理由

区分	内容
A	知事意見あるいは指導事項に対応して追加・修正等を行った。
B	内容の充実またはわかりやすくするため、文章等の追加・修正等を行った。
C	その他

表-3(1) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第2章 都市計画対象事業 の目的及び概要 2.6 都市計画対象事業 の実施方法	2.6.3 造成計画 (1) 造成計画	事業計画の熟度に伴い盛土高を変更した。	A
		プレロード工法に係る記載内容についての記述を整合した。	B
		指針基準等に準じて安全を担保し盛土工事を行う旨を追記した。	A
		不等沈下が生じないよう留意し工事を行う旨を追記した。	A
	図 2-5	事業計画の熟度に伴い造成計画平面図を更新した。	A
	図 2-6	造成計画断面図を追記した。	A
	2.6.6 処理施設計画 (2) 雨水排水	調整池の管理引継ぎ後、和光市により適切に調整池の維持管理を行う旨を追記した。	A
2.7 工事計画	2.7.2 工事の概要 (7) 別事業(参考)	別事業の午王山安全対策工事について、指針基準等に準じて安全を担保し盛土工事を行う旨を追記した。	A
	2.7.5 工事中における環境 保全対策 (1) 大気質 ① 建設機械の稼働に伴う大 気質への影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
	② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	③ 造成等の工事に伴う大気質への影響	粉じんの飛散防止が確実にできる体制を整えるよう施工業者に指導する旨を追記した。	A
	(2) 騒音 ① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
	住居周辺で工事を実施する際には、騒音の状況を把握し、その結果に応じて追加の環境保全対策を行う旨を追記した。	A	

表-3(2) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
2.7 工事計画	②資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(3) 振 動 ①建設機械の稼働に伴う振動の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
		住居周辺で工事を実施する際には、振動の状況を把握し、その結果に応じて追加の環境保全対策を行う旨を追記した。	A
	②資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(7) 地 盤	プレロード工法に係る記載内容についての記述を整合した。	B
		不等沈下が生じないよう留意し工事を行う旨を追記した。	A
	(9) 自然とのふれあいの場	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(11) 温室効果ガス等 ①建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
		国の排出削減目標 (NDC) 等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する旨を追記した。	A
	②資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。また、記載内容について他項目間との整合を図り記述を修正した。	A B

表-3(3) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第3章 地域の概況 3.1 社会的状況	3.1.7 法令による指定及び規制等の状況 (10) 地球温暖化	埼玉県地球温暖化対策実行計画を第2期から第2期改正版に更新した。	A
3.2 自然的状況	3.2.2 水質、底質、水象等の状況 (1) 水質 ① 河川	全シアン、PCB が環境基準を超過している記載を削除した。	A
	② 湖沼	PCB が環境基準に適合していない記載を削除した。	A
	③ 地下水	さいたま市の2地点で砒素が環境基準を超過している記載を削除した。	A
	表 3.2.2-4	さいたま市の環境基準超過状況を修正した。	A
第10章 調査の結果の概要 並びに予測及び評価の結果 10.1 大気質	10.1.3 評価 (1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道254号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
	(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道254号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(3) 造成等の工事に伴う大気質への影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	粉じんの飛散防止が確実にできる体制を整えるよう施工業者に指導する旨を追記した。	A
	(4) 施設の稼働に伴う大気質への影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	排出源の対策として、ボイラー等の設備機器の選定にあたっては、最新機種を選定を検討すること等を要請する旨を追記した。	A

表-3(4) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.2 騒音・低周波音	10.2.2 予測 (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響 ③ 予測地域・地点 図 10.2.2-2(1)	予測地点名を追記した。	B
	図 10.2.2-2(2)	予測地点名を追記した。	B
	(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響 ⑥ 予測結果 表 10.2.2-15	No.1 における将来基礎交通量の説明について、内容を分かりやすく修正した。	B
	10.2.3 評価 (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
		住居周辺で工事を実施する際には、騒音の状況を把握し、その結果に応じて追加の環境保全対策を行う旨を追記した。	A
	(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(3) 施設の稼働に伴う騒音の影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点	進出企業に対し、必要に応じて学校等の要配慮施設に対する影響を把握し状況に応じて適切な対応をとるよう要請する旨を追記した。	A
	(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響 ② 評価結果 イ. 基準、目標等との整合の観点 表 10.2.3-9	No.1 における将来基礎交通量の説明について、内容を分かりやすく修正した。	B

表-3(5) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.3 振動	10.3.2 予測 (1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響 ③予測地域・地点 図 10.3.2-2(1)	予測地点名を追記した。	B
	図 10.3.2-2(2)	予測地点名を追記した。	B
	(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響 ⑥予測結果 表 10.3.2-8	No.1 における将来基礎交通量の説明について、内容を分かりやすく修正した。	B
	10.3.3 評価 (1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
		住居周辺で工事を実施する際には、振動の状況を把握し、その結果に応じて追加の環境保全対策を行う旨を追記した。	A
	(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
	(3) 施設の稼働に伴う振動の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点	進出企業に対し、必要に応じて学校等の要配慮施設に対する影響を把握し状況に応じて適切な対応をとるよう要請する旨を追記した。	A
(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響 ②評価結果 イ. 基準、目標等との整合の観点 表 10.3.3-8	No.1 における将来基礎交通量の説明について、内容を分かりやすく修正した。	B	
10.6 水象	10.6.2 予測 (5) 予測結果 ①河川等の流量、流速及び水位	調整池の管理引継ぎ後、和光市により適切に調整池の維持管理を行う旨を追記した。	A
	10.6.3 評価 (2) 評価結果 ①回避・低減の観点	調整池の管理引継ぎ後、和光市により適切に調整池の維持管理を行う旨を追記した。	A

表-3(6) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.7 土壌	10.7.1 調査 (5) 調査結果 ①その他の予測・評価に必要な事項	特定有害物質の取扱の可能性のある事業場等の数を追記した。	A
10.8 地盤	10.8.2 予測 (3) 予測地域・地点 図 10.8.2-1	事業計画の熟度に伴い造成計画平面図を更新した。	A
	10.8.3 評価 (2) 評価結果 ①回避・低減の観点	プレロード工法に係る記載内容についての記述を整合した。	B
		不等沈下が生じないように留意し工事を行う旨と追記した。	A
10.12 景観	10.12.3 評価 (2) 評価結果 ①回避・低減の観点	緑化を行うなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する旨を追記した。	A
		「史跡午玉山遺跡保存活用計画」に示されている景観への配慮事項について考慮するよう指導、要請する旨を追記した。	A
10.13 自然とのふれあいの場	10.13.3 評価 (2) 評価結果 ①回避・低減の観点 ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。	A
10.15 廃棄物等	10.15.1 予測 (2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響	事業系一般廃棄物の予測を追加した。	A
	10.15.2 評価 (2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点	記載内容を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け内容を詳細に記載した。	A
		イ. 基準、目標等との整合の観点	事業系一般廃棄物の予測結果を追記した。
	(3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点	調整池の管理引継ぎ後、和光市により適切に調整池の維持管理を行う旨を追記した。	A

表-3(7) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.16 温室効果ガス等	10.16.2 評価 (1) 工事中における温室効果ガス等の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点 (ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討する旨を追記した。	A
		国の排出削減目標(NDC)等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する旨を追記した。	A
	(イ) 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響	埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める旨を追記した。また、記載内容について他項目間との整合を図り記述を修正した。	A B
	(2) 供用時における温室効果ガス等の影響 ①評価方法 イ. 基準、目標等との整合の観点 表 10.16.2-3(1)	埼玉県地球温暖化対策実行計画を第 2 期から第 2 期改正版に更新した。	A
	②評価結果 ア. 回避・低減の観点 (ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	各進出企業に対し可能な限りグリーン購入に努めるよう指導する旨を追記した。	A
	(イ) 自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響	各進出企業に対し、可能な限りプラグインハイブリット車などの次世代自動車の利用促進に努めるよう指導する旨を追記した。	A
	イ. 基準、目標等との整合の観点	評価の記載内容を修正した。	A
第 11 章 環境保全のための措置	11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11.1.2 環境保全のための措置 表 11.1-1	A
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	表 12-1	大気質、騒音・低周波音、振動、水象、地盤、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等について第 10 章に基づき修正した。	

表-3(8) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第13章 事後調査の計画 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	(1) 事後調査項目の選定 表 13.1-1(1)	大気質の施設の稼働及び振動の自動車交通の発生について事後調査項目として選定した。	A
	(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 表 13.1-2	大気質の施設の稼働及び振動の自動車交通の発生について、事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査から除外する項目及びその理由から削除した。	A
13.2 調査方法等	(1) 大気質	調査方法等を追記した。	A
	(2) 騒音・振動	振動の調査方法等を追記した。	A

序-4 準備書の変更

準備書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日埼玉県条例第61号)第21条第1項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和5年8月8日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 和光市

代表者 和光市長 柴崎 光子

担当課所名 建設部都市整備課

所在地 埼玉県和光市広沢1番5号

担当者職・氏名 区画整理担当 主査 佐々木 雅子

電話番号 048-424-9158

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業
行わない手続等	全部()
申請理由	準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、事業計画、環境影響評価の予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画の内容を検討し直したため。

変更内容検討書

令和5年8月8日作成

1 都市計画対象事業の名称

和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業

2 変更の内容

変更項目	変更内容		備考
	準備書の 内容	変更後の 内容	
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要			
2.6.3 造成計画	別紙1参照	別紙1参照	準備書 p.13
	別紙2参照	別紙2参照	準備書 p.14 図 2-5
	別紙3参照	別紙3参照	—
2.6.6 処理施設計画	別紙4参照	別紙4参照	準備書 p.22
2.7.2 工事の概要	別紙5参照	別紙5参照	準備書 p.30
2.7.5 工事中における環境保全対策	別紙6参照	別紙6参照	準備書 p.33～36
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.1 大気質 10.1.3 評価	別紙7参照	別紙7参照	準備書 p.240、243、245、251
10.2 騒音・低周波音 10.2.3 評価	別紙8参照	別紙8参照	準備書 p.304、307、310
10.3 振動 10.3.3 評価	別紙9参照	別紙9参照	準備書 p.343、345、347
10.6 水象 10.6.2 予測	別紙10参照	別紙10参照	準備書 p.376
10.6 水象 10.6.3 評価	別紙11参照	別紙11参照	準備書 p.377
10.7 土壌 10.7.1 調査	別紙12参照	別紙12参照	準備書 p.379
10.8 地盤 10.8.2 予測	別紙13参照	別紙13参照	準備書 p.396 図 10.8.2-1
10.8 地盤 10.8.3 評価	別紙14参照	別紙14参照	準備書 p.398
10.12 景観 10.12.3 評価	別紙15参照	別紙15参照	準備書 p.507
10.13 自然とのふれあいの場 10.13.3 評価	別紙16参照	別紙16参照	準備書 p.527
10.15 廃棄物等 10.15.1 予測	別紙17参照	別紙17参照	—
10.15 廃棄物等 10.15.2 評価	別紙18参照	別紙18参照	準備書 p.553
	別紙19参照	別紙19参照	準備書 p.554
10.16 温室効果ガス等 10.16.2 評価	別紙20参照	別紙20参照	準備書 p.570
	別紙21参照	別紙21参照	準備書 p.571～573
第11章 環境保全のための措置			
11.1.2 環境保全のための措置	別紙7～9、 11、14～16、 18～21参照	別紙7～9、 11、14～16、 18～21参照	準備書 p.576～579、581～582
第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	別紙7～9、 11、14～16、 18～21参照	別紙7～9、 11、14～16、 18～21参照	準備書 p.586、588、590、593～595、599～601、604、607～611
第13章 事後調査の計画			
13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	別紙22参照	別紙22参照	準備書 p.613～615
13.2 調査方法等	別紙23参照	別紙23参照	—
	別紙24参照	別紙24参照	準備書 p.618

3 変更の理由

準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、事業計画、環境影響評価の予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画の内容を検討し直したため。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

変更なし

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

別紙 7～21 のとおり

7 変更後の環境の保全のための措置

「第 10 章 大気質、騒音・低周波音、振動、水象、地盤、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した(別紙 7～9、11、14～16、18～21 のとおり)。

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

「第 10 章 大気質、騒音・低周波音、振動、水象、地盤、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等」に記載した評価結果及び環境の保全のための措置の内容を反映した(別紙 7～9、11、14～16、18～21 参照のとおり)。

9 変更後の事後調査の計画

別紙 22～24 のとおり

別紙 1 第 2 章 2.6.3 造成計画

【準備書の内容】

(1) 造成計画

本事業における造成計画は、図 2-5～2-6(1)、(2)に示すとおりである。

計画地は、主として、駐車場、倉庫及び資材置き場、住宅、高校、農地(畑)等が立地する起伏のない平坦な地形となっている。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

- ・計画地の造成高さは、周囲の道路の高さと同様な高さとし、交通上に支障がないような計画とする。
- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討し、盛土高は最大で約 1.8m、平均で約 0.4mとした。本事業に係る盛土量は約 124,220m³である。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・計画地内の地質調査結果を踏まえて、盛土工法はプレロード工法(載荷盛土)^{注)}とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。
- ・調整池は、雨水排水を適切に処理できる構造とし、調整池底面は、コンクリートによる仕上げを行い、2号調整池についてはポンプアップにより排水を行う計画とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 造成計画

本事業における造成計画は、図 2-5～7に示すとおりである。

計画地は、主として、駐車場、倉庫及び資材置き場、住宅、高校、農地(畑)等が立地する起伏のない平坦な地形となっている。

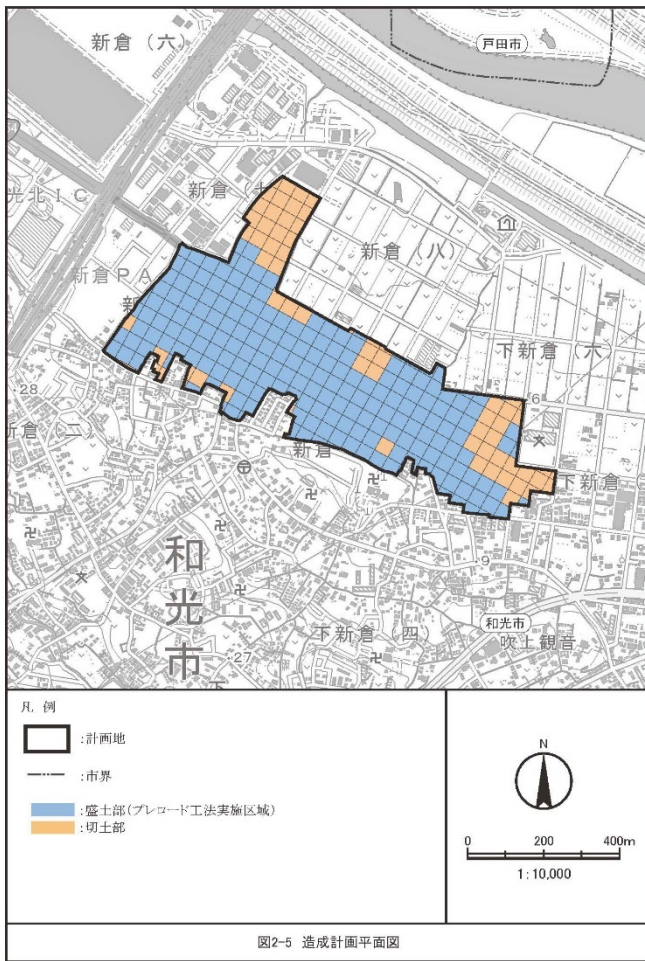
造成にあたっては以下に示す点に留意し、

- ・計画地の造成高さは、周囲の道路の高さと同様な高さとし、交通上に支障がないような計画とする。
- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討し、造成計画高さは切土高は最大約 1.1m、盛土高は最大約 3.2mを予定している。本事業に係る盛土量は約 124,220m³である。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・計画地内の地質調査結果を踏まえて、企業用地における盛土工法はプレロード工法(載荷盛土)^{注)}とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。
- ・盛土造成工事にあたっては、「日本道路協会 道路土工盛土工指針」等の指針基準に準じて安全性を担保し工事を行う。
- ・特に計画地敷地境界付近で造成工事を行う際には、周辺の住宅への影響が懸念されるため不等沈下が生じないように留意し工事を行う。
- ・調整池は、雨水排水を適切に処理できる構造とし、調整池底面は、コンクリートによる仕上げを行い、2号調整池についてはポンプアップにより排水を行う計画とする。

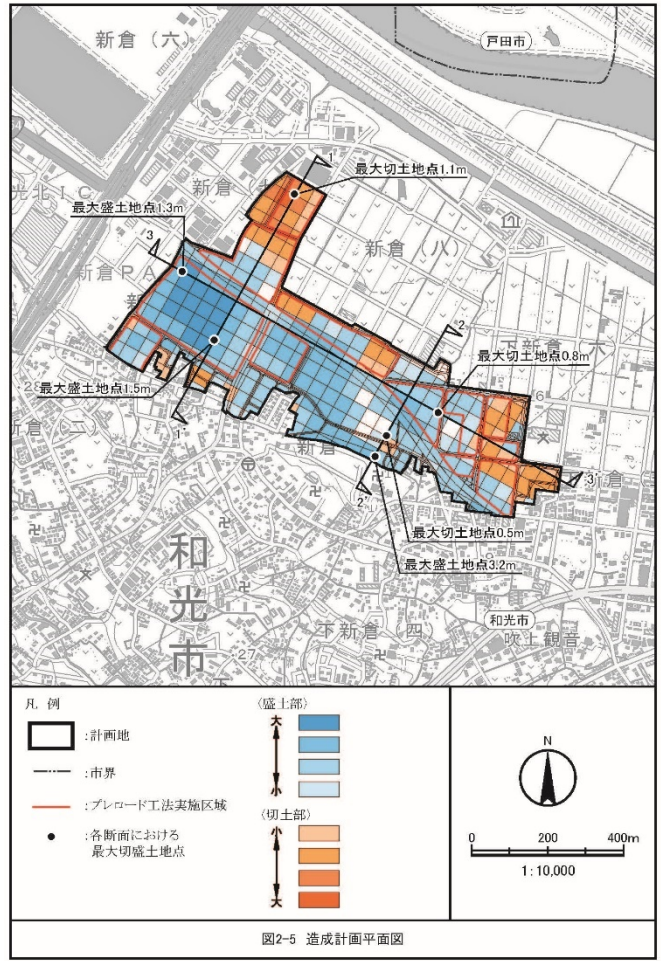
【変更箇所】

準備書に対する知事意見及び事業計画の熟度等を踏まえて、造成計画を詳細にし、工事にあたっては指針基準等に準じて安全性を担保し工事を行う旨及び特に計画地敷地境界付近で造成工事を行う際には不等沈下が生じないように留意し工事を行う旨を追記した。

別紙2 第2章 2.6.3 造成計画



【準備書】



【評価書】

【変更箇所】

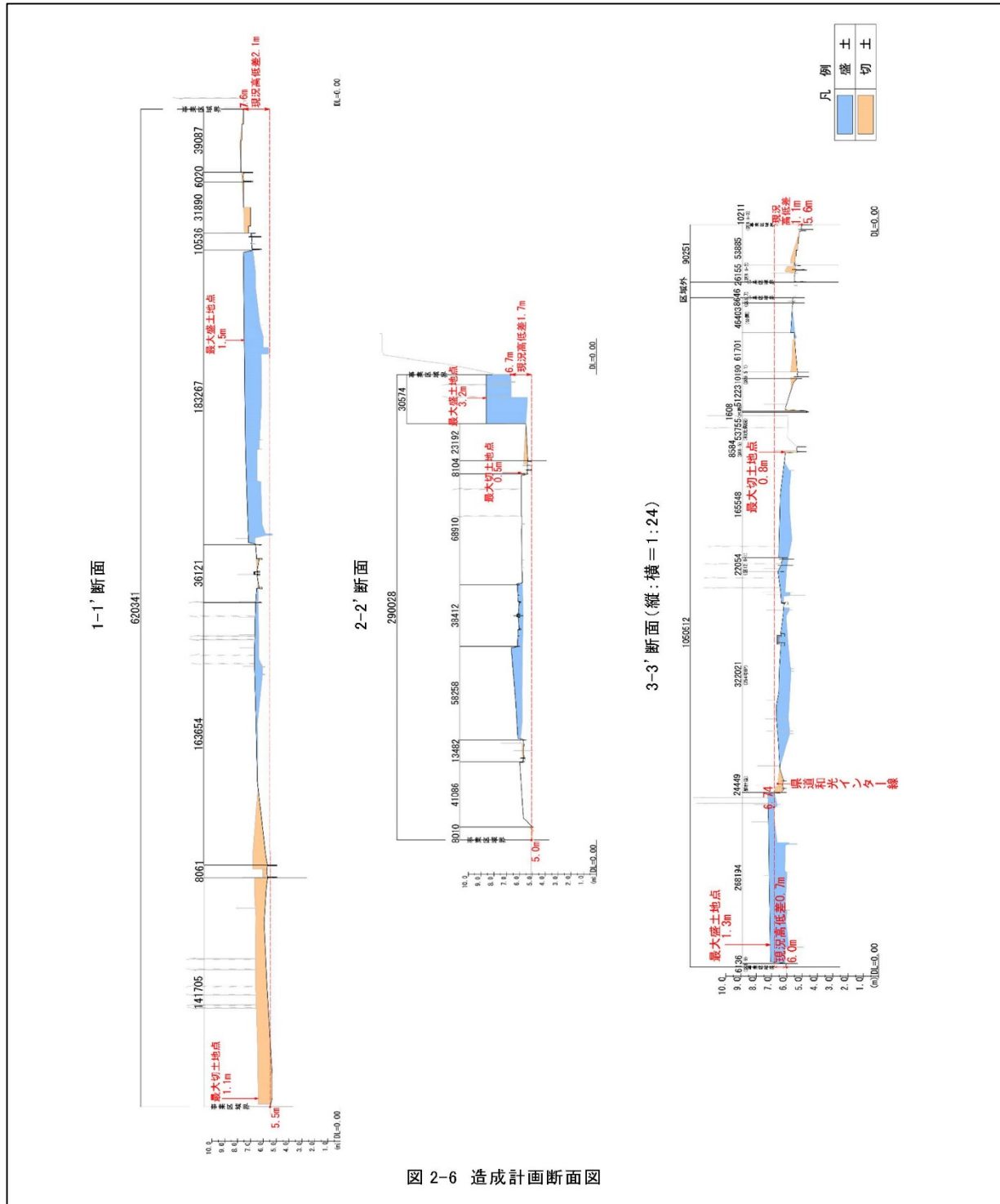
準備書に対する知事意見を踏まえて、造成計画について詳細に記載した。

別紙3 第2章 2.6.3 造成計画(1)造成計画

【準備書の内容】

— (断面図の記載はない)

【評価書の内容】



【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、造成計画断面図を追記した。

別紙 4 第 2 章 2.6.6 処理施設計画

【準備書の内容】

(2)雨水排水

雨水排水計画は、図 2-9 に示すとおりである。

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置（貯留量合計 30,053.2m³）し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存の暗渠または側溝等に放流する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2)雨水排水

雨水排水計画は、図 2-10 に示すとおりである。

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置（貯留量合計 30,053.2m³）し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存の暗渠または側溝等に放流する。

調整池の管理引継ぎ後は、和光市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、調整池の維持管理に関する事項を追記した。

別紙 5 第 2 章 2.7.2 工事の概要

【準備書の内容】

(7)別事業(参考)

本事業の工事期間中には、計画地内中央に位置する都市計画道路である一般国道 254 バイパス及び諏訪越四ツ木線工事(道路工事)が埼玉県により行われる計画である。

また、計画地南側に隣接する午王山特別緑地保全地区は、北側傾斜面が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内にあたり、防災上の観点から和光市により盛土工が行われる予定である(午王山安全対策工事)。

なお、計画地内南側の公園内の一部には、同防災盛土工事による盛土部及び法尻部が位置することから、計画地内のこれらの箇所に関しては、午王山安全対策工事と連携を図り、本事業により既設建物の移転等を行い、和光市が盛土工事等を行う計画である。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(7)別事業(参考)

本事業の工事期間中には、計画地内中央に位置する都市計画道路である一般国道 254 号バイパス及び諏訪越四ツ木線工事(道路工事)が埼玉県により行われる計画である。

また、計画地南側に隣接する午王山特別緑地保全地区は、北側傾斜面が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内にあたり、防災上の観点から和光市により盛土工が行われる予定である(午王山安全対策工事)。

なお、計画地内南側の公園内の一部には、同防災盛土工事による盛土部及び法尻部が位置することから、計画地内のこれらの箇所に関しては、午王山安全対策工事と連携を図り、本事業により既設建物の移転等を行い、和光市が盛土工事等を行う計画である。工事にあたっては、「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」等の指針基準に準じて安全性を担保し工事を行う。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、別事業である午王山安全対策工事について指針基準に準じて安全を担保し行う旨を追記した。

別紙 6 第 2 章 2.7.5 工事中における環境保全対策

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 振動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(7) 地盤

- ・ 盛土工法は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法とし、事前に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。

(9) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

(11) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 周辺に住居が多く粉じんによる影響が懸念されることから環境保全措置として、造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止が確実にできる体制を整えるよう施工業者に指導する。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 住居周辺における工事を実施する際には、工事進捗にあわせ敷地境界付近に騒音計を設置し、騒音の状況を把握しその結果に応じて追加の環境保全対策を行う。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 振動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 住居周辺における工事を実施する際には、工事進捗にあわせ敷地境界付近に振動計を設置し、振動の状況を把握しその結果に応じて追加の環境保全対策を行う。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(7) 地盤

- ・ 計画地内の地質調査結果を踏まえて、企業用地における盛土工法はプレロード工法とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。
- ・ 特に計画地敷地境界付近で造成工事を行う際には、周辺の住宅への影響が懸念されるため不等沈下が生じないよう留意し工事を行う。

(9) 自然とのふれあいの場

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

(11) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、工事中における環境保全対策について修正及び追記した。

別紙 7 第 10 章 10.1 大気質 10.1.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 造成等の工事に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。

(4) 施設の稼働に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

—(記載なし)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 造成等の工事に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 周辺に住居が多く粉じんによる影響が懸念されることから環境保全措置として、造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止が確実に行える体制を整えるよう施工業者に指導する。

(4) 施設の稼働に伴う大気質への影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 進出企業に対しては排出源の対策として、ボイラー等の設備機器の選定にあたっては可能な限り環境に配慮した最新機種を選定を検討すること等を要請する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について修正及び追記した。

別紙 8 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 施設の稼働に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

—(記載なし)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 住居周辺における工事を実施する際には、工事進捗にあわせ敷地境界付近に騒音計を設置し、騒音の状況を把握しその結果に応じて追加の環境保全対策を行う。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 施設の稼働に伴う騒音の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 進出企業に対し、必要に応じて学校等の要配慮施設に対する影響を把握し状況に応じて適切な対応をとるよう要請する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について修正及び追記した。

別紙 9 第 10 章 10.3 振動 10.3.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 施設の稼働に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

—(記載なし)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 住居周辺における工事を実施する際には、工事進捗にあわせ敷地境界付近に振動計を設置し、振動の状況を把握しその結果に応じて追加の環境保全対策を行う。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(3) 施設の稼働に伴う振動の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・ 進出企業に対し、必要に応じて学校等の要配慮施設に対する影響を把握し状況に応じて適切な対応をとるよう要請する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について修正及び追記した。

別紙 10 第 10 章 10.6 水象 10.6.2 予測

【準備書の内容】

(5) 予測結果

① 河川等の流量、流速及び水位

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置する(貯留量合計 30,053.2m³(「第 2 章 2.6.6 処理施設計画」参照))。

調整池からの排水はオリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより行い、雨水流出量の抑制を図り、地区外の水路(暗渠)に放流する計画であることから、新河岸川及び白子川の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいものと予測する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(5) 予測結果

① 河川等の流量、流速及び水位

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置する(貯留量合計 30,053.2m³(「第 2 章 2.6.6 処理施設計画」参照))。また、調整池の管理引継ぎ後は、和光市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。

調整池からの排水はオリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより行い、雨水流出量の抑制を図り、地区外の水路(暗渠)に放流する計画であることから、新河岸川及び白子川の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいものと予測する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、調整池の維持管理に関する事項を追記した。

別紙 11 第 10 章 10.6 水象 10.6.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

本事業の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、水象への影響の回避・低減に努める。

- ・調整池部分の掘削に関しては、遮水対策を行う。また、底面及び壁面はコンクリート仕上げとし、地下水の浸入を防止する。
- ・工事中及び供用時の企業の用水利用における地下水のくみ上げは行わない。
- ・工事中は、観測井戸を設置して水位の変動を把握するとともに、異常な水位低下を確認した場合は、原因の解明、工法の検討を行う。
- ・雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置し、オリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより雨水流出量の抑制を図る。

したがって、本事業の実施に伴う水象への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

本事業の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、水象への影響の回避・低減に努める。

- ・調整池部分の掘削に関しては、遮水対策を行う。また、底面及び壁面はコンクリート仕上げとし、地下水の浸入を防止する。
- ・工事中及び供用時の企業の用水利用における地下水のくみ上げは行わない。
- ・工事中は、観測井戸を設置して水位の変動を把握するとともに、異常な水位低下を確認した場合は、原因の解明、工法の検討を行う。
- ・雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置し、オリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより雨水流出量の抑制を図る。また、調整池の管理引継ぎ後は、和光市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。

したがって、本事業の実施に伴う水象への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置に調整池の維持管理に関する事項を追記した。

別紙 12 第 10 章 10.7 土壌 10.7.1 調査

【準備書の内容】

(5) 調査結果

① その他の予測・評価に必要な事項

旧版地図、住宅地図及び空中写真によると、1917年(大正6年)から1955年(昭和30年)まで計画地内は主に農地であり、建物は確認されなかった。また、1956年(昭和31年)には計画地の南側に住宅が、1970年(昭和45年)には企業等の立地が確認され、以降は農地から住宅及び企業用地等への用途変更が増加し、2007年(平成19年)以降は企業等の駐車場及び資材置場等への用途変更が増加しており、現在に至っている。

また、計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある高校や事業場の立地が確認された。なお、土壌汚染対策法に基づく指定区域(要設置区域、形質変更時要届出区域)は、確認されなかった。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(5) 調査結果

① その他の予測・評価に必要な事項

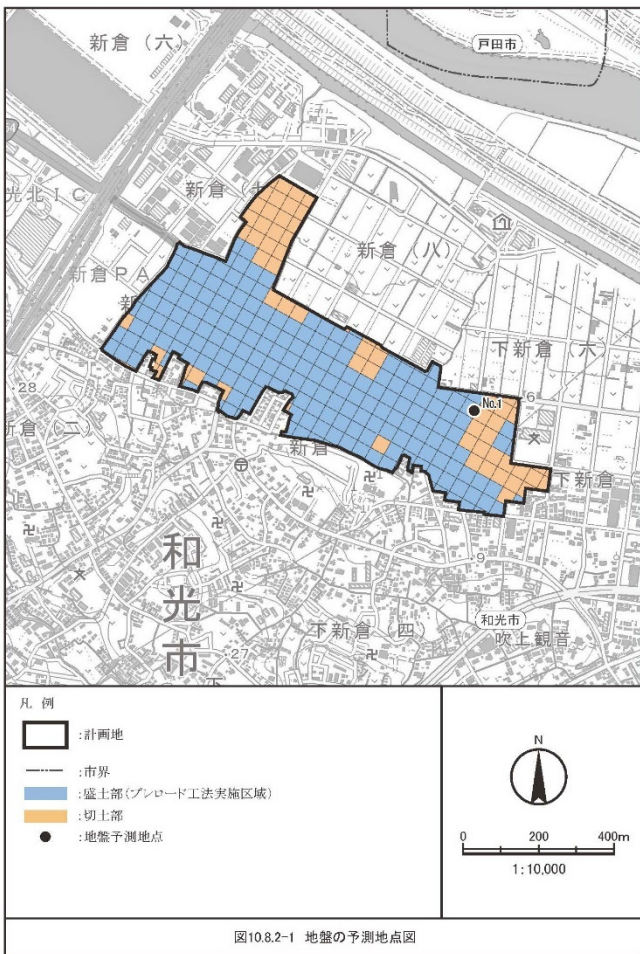
旧版地図、住宅地図及び空中写真によると、1917年(大正6年)から1955年(昭和30年)まで計画地内は主に農地であり、建物は確認されなかった。また、1956年(昭和31年)には計画地の南側に住宅が、1970年(昭和45年)には企業等の立地が確認され、以降は農地から住宅及び企業用地等への用途変更が増加し、2007年(平成19年)以降は企業等の駐車場及び資材置場等への用途変更が増加しており、現在に至っている。

また、計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある高校や事業場の立地が31箇所確認された。なお、土壌汚染対策法に基づく指定区域(要措置区域、形質変更時要届出区域)は、確認されなかった。

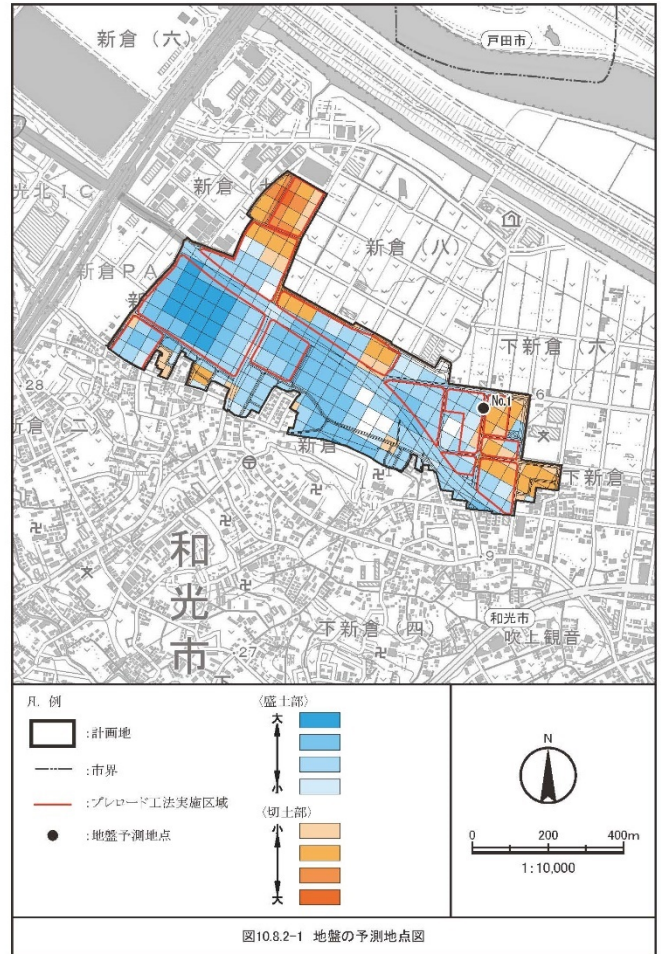
【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、特定有害物質の取扱の可能性のある事業所数を追記した。

別紙 13 第 10 章 10.8 地盤 10.8.2 予測



【準備書】



【評価書】

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、造成計画について詳細に記載した。

別紙 14 第 10 章 10.8 地盤 10.8.3 評価

【準備書の内容】

(2)評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、地盤への影響の回避・低減に努める。

- ・工事中においては、工事着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。
- ・盛土工法はプレロード工法とし、事前に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。
- ・工事中は、適宜、盛土表面を締め固めし、降雨の滞水や侵食等を抑えるよう配慮する。

したがって、本事業の実施に伴う地盤の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2)評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、地盤への影響の回避・低減に努める。

- ・工事中においては、工事着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。
- ・計画地内の地質調査結果を踏まえて、企業用地における盛土工法はプレロード工法とし、短期間に沈下を促すとともに、圧密沈下等を十分に考慮したものとする。
- ・工事中は、適宜、盛土表面を締め固めし、降雨の滞水や侵食等を抑えるよう配慮する。
- ・特に計画地敷地境界付近で造成工事を行う際には、周辺の住宅への影響が懸念されるため不等沈下が生じないように留意し工事を行う。

したがって、本事業の実施に伴う地盤の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて環境保全措置について追記及び環境保全措置におけるプレロード工法に係る記載内容について、記述を整合した。

別紙 15 第 10 章 10.12 景観 10.12.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設が存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努める。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設が存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用することや緑化を行うなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努める。
- ・「史跡午王山遺跡保存活用計画」により景観の保全が望ましい区域に指定されている場所においては、当該計画で示されている景観への配慮事項について考慮するよう指導、要請する。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について追記した。

別紙 16 第 10 章 10.13 自然とのふれあいの場 10.13.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

- ・埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について修正した。

別紙 17 第 10 章 10.15 廃棄物等 10.15.1 予測

【準備書の内容】

—(記載なし)

【評価書の内容】追記事項のみを記載

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

① 予測内容

イ. 事業系一般廃棄物の状況

予測項目は、事業系一般廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況とした。

② 予測方法

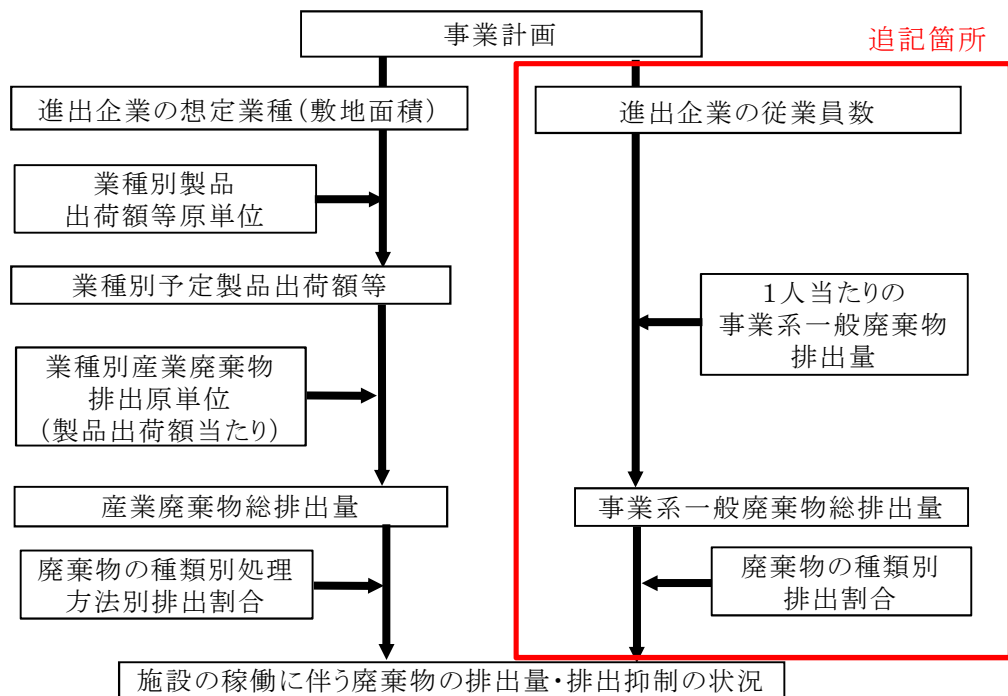


図 10.15.1-2 施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測手順

⑤ 予測条件

イ. 事業系一般廃棄物の状況

本事業における人員計画は、表 10.15.1-11 に示すとおりである。

立地予定業種は、運輸業及び製造業の立地が想定されることから、従業者数は、「第 5 回東京都市圏物資流動調査結果(平成 25~26 年度)」(東京都市圏交通計画協会)における地域別業種別施設種類別従業員 1 人当たり発生貨物車台数の物流施設の平均値を使用した。

1 人当たりの事業系一般廃棄物排出量は、表 10.15.1-12 に示すとおりである。和光市における事業系ごみ収集量を就業人口で除して算出した。

また、運輸・修理・各種サービス業における廃棄物の種類別の排出割合は表 10.15.1-13 に示すとおりである。

表 10.15.1-11 人員計画

区分	従業員数原単位 (台/日・人)	貨物車発生交通量 (台/日)	従業者 (人)
物流系用地 (全業種)	0.5	630	1,260

※貨物車発生交通量は「2.6.8 交通計画」参照

表 10.15.1-12 1人当たりの排出量

和光市における 事業系ごみ収集量 (t/年)	和光市における 就業人口※ (人)	1人当たりの 事業系一般廃棄物排出量 (t/年)
3,932	32,101	0.122

注)※:令和2年10月1日現在

出典:「令和3年一般廃棄物処理実態調査結果(埼玉県分)」(環境省ホームページ)
「統計わこう 令和4年度版」(和光市ホームページ)

表 10.15.1-13 廃棄物の種類別排出割合

単位:%

廃棄物の 種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物			
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他 可燃物	プラス チック	ゴム・ 皮革	ガラス	金属類	石・陶 磁器	その他 不燃物
運輸・修理・各 種サービス業	27.1	11.9	3.7	13.2	0.1	17	5.8	1.4	15.2	1.1	3.6

出典:「平成11年度排出源等ごみ性状調査」東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室)(平成12年、及川ら)

⑥ 予測結果

イ. 事業系一般廃棄物の状況

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の種類別排出量は表 10.15.1-15 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は 154.0t/年で、種類別では、紙類の排出量が 41.7t/年と最も多く、次いでプラスチックが 26.1t/年と予測した。

表 10.15.1-15 事業系一般廃棄物の種類及び量

単位:t/年

廃棄物の 種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物				合計
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他 可燃物	プラス チック	ゴム・ 皮革	ガラス	金属類	石・陶 磁器	その他 不燃物	
運輸・修理・各 種サービス業	41.7	18.3	5.7	20.3	0.2	26.1	8.9	2.2	23.4	1.7	5.5	154.0

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、事業系一般廃棄物の予測を追記した。

別紙 18 第 10 章 10.15 廃棄物等 10.15.2 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う廃棄物の総排出量は 12,164t、再生利用率は 45.1%と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

- ・施設の稼働に伴い発生する事業系一般廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。
- ・施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の処理に関する指導は埼玉県の所管となるが、上記事業系一般廃棄物の処理に関する指導と併せて、各進出企業に対し、手引き等により排出事業者責任について周知し、産業廃棄物について適正に処理するよう要請する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 12,164t/年、再生利用率は 45.1%、事業系一般廃棄物の総排出量は 154.0t/年と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導、要請する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、事業系一般廃棄物の予測結果を追記及び環境保全措置、評価の記述について追記、修正した。

別紙 19 第 10 章 10.15 廃棄物等 10.15.2 評価

【準備書の内容】

(3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。
- ・雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置し、オリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存の暗渠または側溝等を介して新河岸川及び白子川に放流する。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。
- ・雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置し、オリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存の暗渠または側溝等を介して新河岸川及び白子川に放流する。また、調整池の管理引継ぎ後は、和光市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置に調整池の維持管理に関する事項を追記した。

別紙 20 第 10 章 10.16 温室効果ガス等 10.16.2 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 工事中における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響

- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

(イ) 資材運搬等の車両及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響

- ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 工事中における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響

- ・埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカーボンニュートラル宣言等との整合を図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。

(イ) 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響

- ・埼玉県による国道 254 号バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、環境保全措置について修正及び追記した。また、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響の環境保全措置の記載内容について他項目間との整合を図り記述を修正した。

別紙 21 第 13 章 10.16 温室効果ガス等 10.16.2 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

① 評価方法

イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.16.2-3(1) 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
埼玉県地球温暖化対策実行計画 (第 2 期)(令和 2 年 3 月)	温室効果ガスの削減目標 ・2030 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度 比 26%削減する。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

・各企業に対し可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進に努めるよう指導する。

(イ) 自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響

・各企業に対し、可能な限り電気自動車などの次世代自動車の利用促進に努めるよう指導する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、表 10.16.2-4 に示すとおり、供用時における対策実施前の二酸化炭素排出量の合計は 70,154t-CO₂/年で、対策(周辺環境への影響の低減のための定量的な環境保全措置)実施後の二酸化炭素排出量の合計は 65,929t-CO₂/年、二酸化炭素の削減量は 4,225t-CO₂/年(削減率 6.0%)と予測された。

また、温室効果ガス排出量削減の観点から、関連車両のアイドリングストップ、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施すよう指導する。

したがって、供用時における温室効果ガス等の予測結果は、表 10.16.2-3 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

① 評価方法

イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.16.2-3(1) 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版(令和5年3月改正)	温室効果ガスの削減目標 ・2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

- ・各進出企業に対し可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン購入に努めるよう指導する。

(イ) 自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響

- ・各進出企業に対し、可能な限り電気自動車やプラグインハイブリット車などの次世代自動車の利用促進に努めるよう指導する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、表 10.16.2-4 に示すとおり、供用時における対策実施前の二酸化炭素排出量の合計は 70,154t-CO₂/年で、対策(周辺環境への影響の低減のための定量的な環境保全措置)実施後の二酸化炭素排出量の合計は 65,929t-CO₂/年、二酸化炭素の削減量は 4,225t-CO₂/年(削減率 6.0%)と予測された。

予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は 6.0%であるが、整合を図るべき基準等とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画第2期(改正版)」(令和5年3月改正)に掲げる令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量(平成25年度(2013年度)比46%削減)を目標とし、さらなる温室効果ガス排出量削減の観点から、関連車両のアイドリングストップ、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施すよう要請する。

したがって、供用時における温室効果ガス等の予測結果は、表 10.16.2-3 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られるものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて環境保全措置について修正及び追記した。また、審議会での委員からの指摘を踏まえて、整合を図るべき基準等の埼玉県地球温暖化対策実行計画を最新に更新及び評価の記述を修正した。

別紙 22 第 13 章 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1)事後調査項目の選定

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
振動	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

(2)事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測される。また、非メタン炭化水素については、バックグラウンド濃度が高いことから、進出企業にはより一層の排出抑制に努めるように指導していく。これらのことから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、規制基準や感覚閾値を超過すると予測されたため、個々の進出企業が決定した段階で具体的な予測条件のもと、振動予測及び評価を実施し、関係基準を満足するように振動対策を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 事後調査項目の選定

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	×
振動	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	存在・供用	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、規制基準や感覚閾値を超過すると予測されたため、個々の進出企業が決定した段階で具体的な予測条件のもと、振動予測及び評価を実施し、関係基準を満足するように振動対策を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、事後調査項目に大気質の施設の稼働及び振動の自動車交通の発生を事後調査項目に追加し、それに伴い「事後調査項目から除外する項目及びその理由」から大気質の施設の稼働及び振動の自動車交通の発生を削除した。

別紙 23 第 13 章 13.2 調査方法等

【準備書の内容】

—(記載なし)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 大気質

① 調査内容

ア. 大気質の状況

予測を行った項目の中で進出企業の業種に応じた項目とする。

イ. 対象事業の実施状況

進出企業の業種とする。

ウ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

大気質の状況は、現地調査により予測を行った項目の中で進出企業の業種に応じた項目を測定する。また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

大気質の状況については、計画地南側付近 1 地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とする。なお、調査期間・頻度は 1 回とする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、大気質の事後調査方法等について追加した。

別紙 24 第 13 章 13.2 調査方法等

【準備書の内容】

(1) 騒音

① 調査内容

ア. 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音の状況については、現地調査により道路交通騒音を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目	測定方法
道路交通騒音	JIS-Z-8731
交通量	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

予測地点と同様の 3 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とし、調査期間・頻度は平日 1 日(24 時間)とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 騒音・振動

① 調査内容

ア. 騒音・振動の状況

自動車交通の発生による騒音・振動を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音及び振動の状況については、現地調査により道路交通騒音及び振動を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・振動・交通量測定方法

測定項目	測定方法
騒音	JIS-Z-8731
振動	<u>JIS-Z-8735</u>
交通量	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

騒音・振動の状況の調査地点については、予測地点と同様の 3 地点とする。環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

自動車交通の発生による騒音・振動については、調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とし、調査期間・頻度は平日 1 回 1 日(24 時間)とする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、振動の事後調査方法等を追加した。

指令環政第314号

和光市

令和5年8月8日付けで申請のあった和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和5年8月25日

埼玉県知事 大野 元 裕

